



第1章 足元からの行動を広げる

1 環境を守り育てる “ 足元からの行動 ”

私たちのまわりでは、さまざまな環境問題が起きています。地域には、大気汚染やごみ問題、ポイ捨てなど未解決の問題が数多くあります。みどりの減少も続いています。広く地球全体に目を移すと、地球温暖化やオゾン層の破壊などの地球環境問題や有害化学物質による汚染の広がりなどが、人や生物の存続にもかかわるような、重大な問題を引き起こしています。

これらの環境問題では、私たちの生活や事業活動など日常的な活動が原因になっている場合が多くあります。たとえば、家庭や工場、事務所などにおいて、私たちは、電気・ガスなどのエネルギーを大量に使います。電気やガスを使えば、直接、間接に二酸化炭素が排出されます。この二酸化炭素は、地球温暖化を引き起こす代表的な原因物質です。一人ひとりの排出量は少なくとも、70万人の練馬区民、1億2千万人日本人、60億人を超える人類の日常生活や事業活動から出る量は膨大なものになり、地球温暖化の原因となるまでになっています。

このように、日常生活や事業活動での利便性の追求が、結果として、私たち自身をとりまく環境の悪化としてはね返ってきています。言葉を変えれば、今日の環境問題の多くで「私たちが被害者であると同時に加害者でもある」という特質が見られます。

このような問題は、特定の発生源を法令等で規制するという従来の産業型公害解決の枠組みだけでは解決できません。区民一人ひとり、事業所ひとつひとつが、生活や事業活動のそれぞれの場面で、環境を意識し環境に配慮した行動をとることが求められます。この環境配慮行動が区民・事業者の間に広がっていくようにするためには、新たな仕組みも必要とされます。そして、それぞれが努力するだけでなく、地域住民、事業者、行政などが連携協力していく仕組みをつくることも、環境問題の解決のために不可欠です。

地球温暖化などの大きな問題も、それぞれの家庭・事業所でできること、地域でできることを着実に進めていくこと＝足元からの行動＝が解決へのかぎとなります。

この章では、以上のような考えに立って、区が進めている施策や事業の現状等を紹介します。紹介する項目は次のとおりです。

- (1) 練馬区環境基本条例
- (2) 練馬区環境基本計画 2001 - 2010 (改定計画)
- (3) 練馬区民環境行動方針とその推進
- (4) 環境教育啓発事業
- (5) 区民への情報提供
- (6) 地球環境問題などの解決に向けた足元からの行動の促進
- (7) 練馬区地域省エネルギービジョン

2 足元からの行動を広げる仕組みと取り組み

(1) 練馬区環境基本条例

“環境の世紀”といわれる21世紀は、さまざまな環境問題の解決をめざして、地域住民、事業者、行政などが連携協力して行動することが求められます。また、区の環境保全施策も、明確な方針のもとで、総合的かつ計画的に進めていかなければなりません。

練馬区では、このような連携協力の基盤となり、区の環境保全施策の方向性を明確にする基本的な枠組み(フレームワーク)として平成18年6月に「練馬区環境基本条例」を制定し、8月に施行しました。

環境基本条例と環境保全施策

環境基本条例は、環境の保全に関する基本理念を明らかにし、区・事業者・区民の責務を明確にするとともに、環境の保全に関する基本的な事項を条例として定めることにより、練馬区における環境保全を総合的、計画的に推進することを目的としています。

練馬区では、平成5年度と平成12年度に「練馬区環境基本計画」を策定し、平成18年度からは「練馬区環境基本計画2001-2010」の改定に着手しました(19年度改定)。また、「水辺ふれあい計画」「リサイクル推進計画」「環境美化行動計画」などの分野別の計画を策定するなど、区の環境施策の総合的、計画的な推進に努めてきました。また、「リサイクル推進条例」「ポイ捨ておよび落書行為の防止に関する条例」「アスベスト飛散防止条例」など、施策の推進に必要な条例を制定し運用しています。

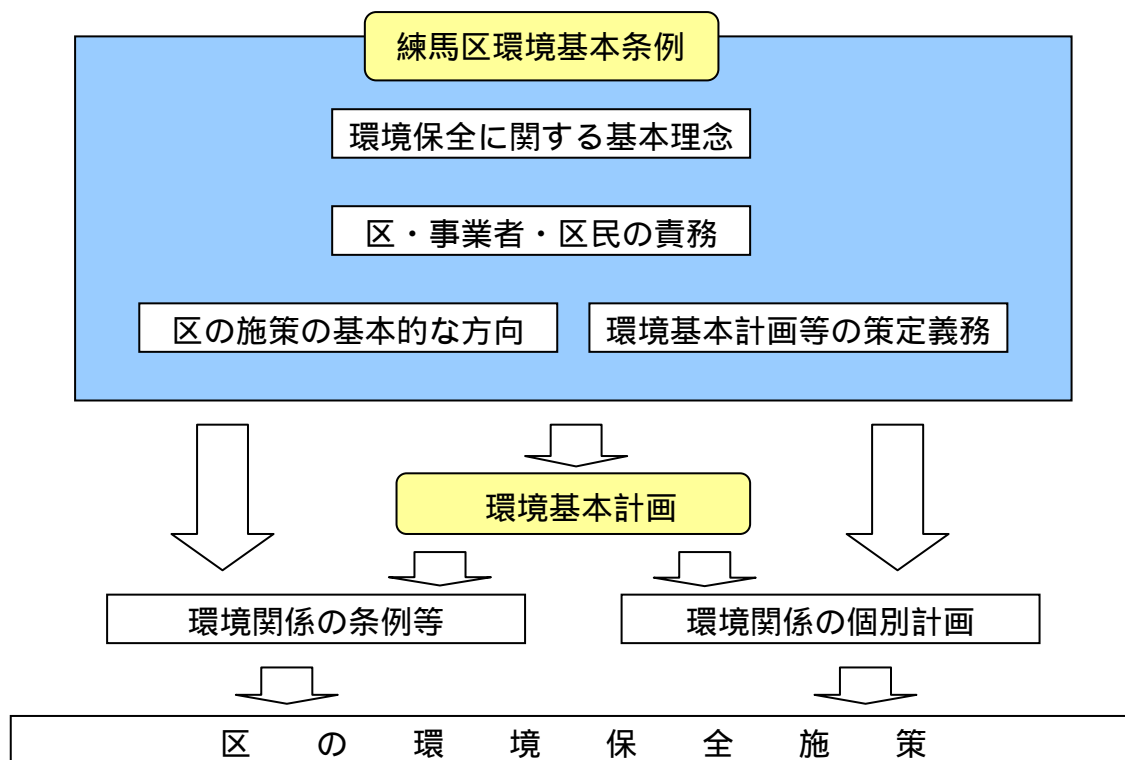
しかしながら、今後は、区の施策を区民・事業者・区の連携を基礎として、ますます効果的に立案、実施することが求められます。そのためには、個別の施策が、それらを一貫する理念のもとに総合的、計画的に推進されることが必要です。また施策が安定的に推進されるためには、その内容や方向性が法的な根拠をもつことも必要です。

これらの考えから、練馬区では、平成18年6月に練馬区環境基本条例を制定し、8月に施行しました。

環境基本条例により、従来から進めている環境基本計画や個別計画の策定、環境情報の区民等への提供、環境学習の推進など、区の環境保全施策の内容が、一定の制約をもつ条例に位置づけられ、また環境審議会などの新たな仕組みが創設されました。

区は、この環境基本条例を基本として、環境保全施策を区民・事業者と連携協力しながら進めています。

【環境基本条例と環境基本計画の関係の模式図】



練馬区環境基本条例の概要と特徴

練馬区環境基本条例の全文は、環境関連の法令・条例等のページに掲載しました（182ページ）。また、練馬区のインターネットホームページにも掲載されています。

練馬区環境基本条例の概要

ア) 基本理念

良好な環境を次世代に引き継ぐこと、環境への負荷が少ない持続可能な社会を築くこと、日常生活や事業活動全般において環境保全を進めることを基本理念としています。

イ) 区の責務など

区をはじめ、事業者、区民、区内で活動する人の責務をそれぞれ定め、相互に連携協力するよう努めることを定めています。

ウ) 環境保全に関する計画や区の施策の策定など

環境保全に関する基本的な計画（環境基本計画）の策定を区長の義務としました。また、施策の策定や施設の建設などに際して環境に配慮することを定めています。

エ) 区民参加や区民への支援など

区は、環境保全に関する区民の参加を進め、環境に負荷をかけない区民活動を支援する仕組みの整備を図るとともに、環境学習を推進し、環境保全に関する普及啓発に努めることを定めています。

また、区は、日常生活や事業活動が環境に大きな負荷をかけないように、必要に

応じて区民や事業者に要請することができることを決めました。

㊦) 環境に関する調査研究

区は、環境についての調査・研究、情報の収集、監視・測定を実施し、報告書を作成するなどして、公表することを定めています。また、環境に関する情報を区民・事業者に提供することを定めています。

㊧) 環境審議会

区の環境保全に関する施策や事業に関して意見を聴くため、区長の諮問機関として「練馬区環境審議会」を設置することやその基本的事項を定めています。

練馬区環境基本条例の特徴

練馬区環境基本条例には、他の自治体の環境基本条例と比較して次のような特徴があります。

㊦) 区は、区民・事業者が自らの環境保全行動の方針や取り組み内容を定める計画づくりを支援することとしています。(練馬区民環境行動方針を条例に位置づけしました。)

㊧) 区の施策として、23区内にありながら、300ヘクタール近く残っている農地のさまざまな環境保全機能(みどりの保全、都市景観、地下水浸透などさまざまな環境保全に役立つ機能)の増進を図ることを明確にしています。



練馬区環境審議会

練馬区環境基本条例第22条に基づき、「区の環境の保全に関して、基本的事項を調査審議させるため、区長の付属機関」として練馬区環境審議会を平成18年12月に設置しました。

練馬区環境審議会は、区長の諮問に応じて、「基本計画に関すること」「区の環境の保全に関する基本的事項」について調査審議します。

平成18年度に練馬区環境審議会は3回開催され、環境アセスメント制度の概要、練馬区環境基本計画2001-2010改定などを議題としました。平成19年度中においては、8月現在で4回開催され、練馬区環境基本計画2001-2010改定素案について区長から諮問を受け、練馬区環境審議会としての答申を区長に提出しました。

(参考) 練馬区の周辺の周辺自治体における環境基本条例の制定状況

23特別区では、平成17年度末現在、9区で環境基本条例が制定されています。(港区、新宿区、江東区、目黒区、世田谷区、中野区、杉並区、北区、足立区)

練馬区は、23区で10番目の環境基本条例制定区です。

また、練馬区に隣接する9区市の中では、中野区、杉並区、武蔵野市、三鷹市、西東京市、和光市、新座市の7区市で環境基本条例が制定されています。

(2) 練馬区環境基本計画 2001 - 2010 (改定計画)

計画改定の考え方

計画改定の目的

練馬区では、平成 5(1993)年度に、平成 12 年度を目標年度とする最初の「練馬区環境基本計画」を策定しました。この計画に基づいて、従来の公害対策行政から、環境行政への拡大や区民参加など、新たな考え方に基づく施策を推進してきました。

さらに、21 世紀の初頭期における区の環境施策の基本的方向を築き、区民・事業者・区の役割を明確にするために、平成 12(2000)年度に「練馬区環境基本計画 2001 - 2010」を策定しました。

この第 2 次となる環境基本計画は、「環境基本条例」の制定、区民・事業者による「区民環境行動方針」の策定など環境保全の枠組づくりを進める一方、区民・事業者との協働をさらに推進するとともに、区の環境保全施策の具体的なイメージを明らかにして区民に分かりやすいものとする、環境マネジメントシステムの導入により施策の着実な推進を図るなど、より高い実行性をめざす役割をもった計画です。

「練馬区環境基本計画 2001 - 2010」は、以後、環境基本条例の制定、環境都市練馬区宣言の実施、区民環境行動方針の策定など、一定の成果を挙げてきましたが、区の環境施策を取り巻く状況は近年、さらに大きく変化しました。特に、以下のような状況の変化に対応するため、現行の環境基本計画を見直す必要が生じています。そのため、区は、環境基本計画 2001 - 2010 の改定を行うこととしました。

地球温暖化対策や自動車排出ガス規制などにおいて、社会状況の変化、国や東京都の施策に新たな展開が見られます。「京都議定書」の発効により、わが国の温室効果ガス排出削減の履行が求められ、国民、産業界、地方公共団体を挙げて対策を進める必要性が生じました。さらに、京都議定書以降のさらなる温室効果ガス排出削減に向けた取り組みを開始する時期になっています。

環境の保全を進めるために、区民・事業者の自主的な環境行動を広げ、深めることがより重要な意味を持つようになり、そのための区の施策を明確にする必要が生じています。

区の最も基本となる計画であり、区政運営の指針となる「練馬区新長期計画」が策定され、環境保全に係る施策体系が大幅に見直されました。

「練馬区環境基本条例」が制定、施行され、区の環境保全の基本理念が明確になるとともに、環境基本計画の策定が義務化されました。また、「環境都市練馬区宣言」により、区の環境保全に対する姿勢が内外に明らかにされました。これに沿った施策運営が求められています。

計画の期間

この計画の計画期間は、平成 19(2007)年度から平成 22(2010)年度までです。今回の改定は、同計画の方向を大きく変化させるものではなく、練馬区新長期計画

の計画年度も同じく平成 22 年度までであることを考え、平成 22 年度までという現行の計画期間は変更しません。

計画の前提となる視点

現行の環境基本計画 2001 - 2010 と同様、つぎの 4 つの視点を前提として施策を推進します。

- 住民・事業者・区(行政)の役割と協働
- 環境意識・行動を広げる仕組みづくり(=システム化)
- 区の率先実行
- 評価と見直し(=マネジメント)

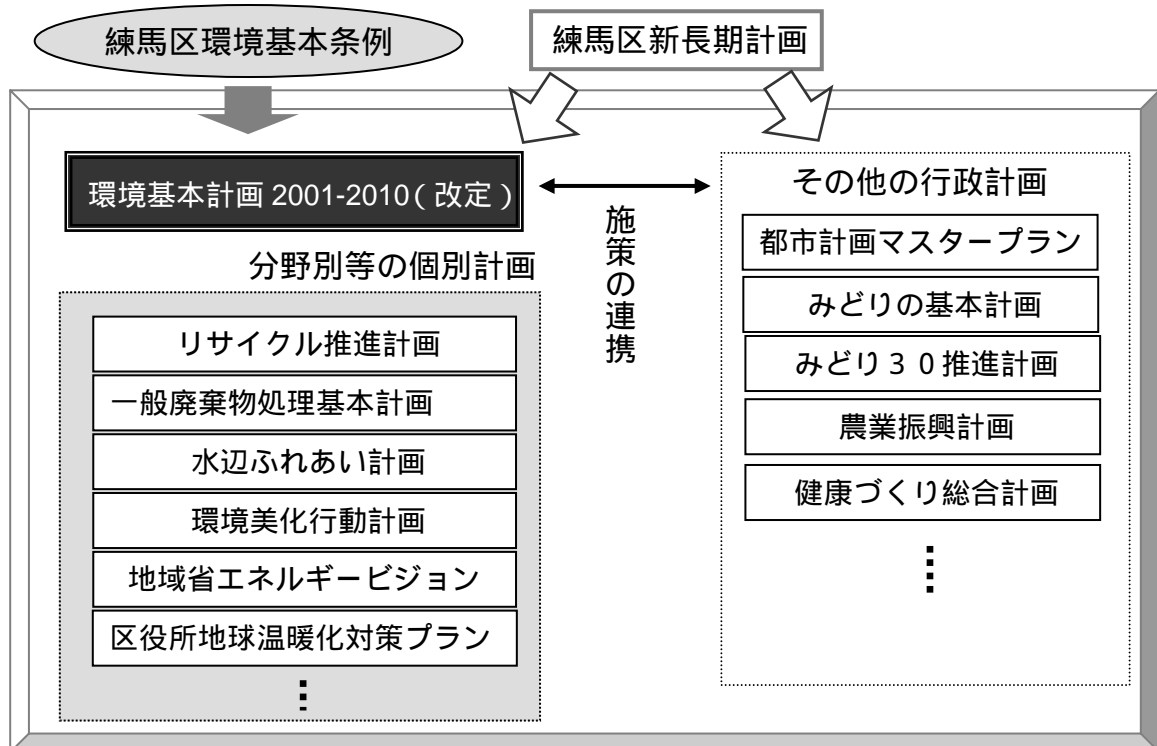
計画の性格・他の計画との関係

この計画は、練馬区環境基本条例第 9 条に規定される、「環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境の保全に関する基本的な計画」にあたり、環境の保全に関する目標、環境の保全に関する施策の体系、方針および推進方法を定めるものです。

また、練馬区新長期計画の下位計画として、新長期計画の環境施策に関する内容をより具体的に示す計画でもあります。

さらに、環境に関連する分野別等の個別計画を総括し、関連施策を体系的に進めるための方向付けや、新たな方向性を示す役割も担います。

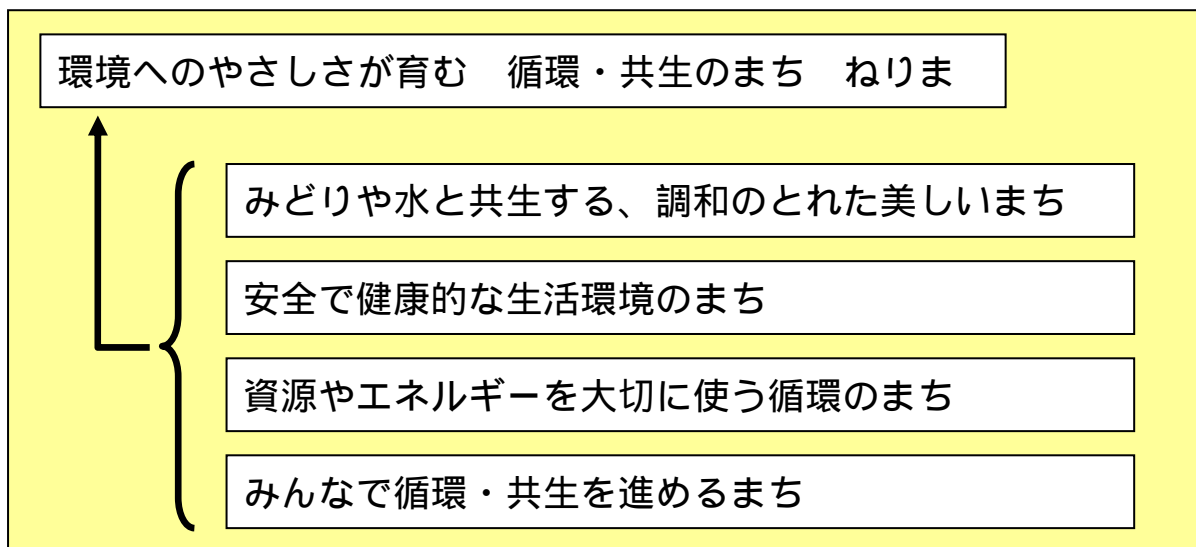
環境基本計画と関連計画等との関係は、つぎのとおりです。



望ましい環境像と計画目標

望ましい環境像

練馬区が目指す望ましい環境像はつぎのとおりです。



この望ましい環境像は、練馬区環境基本条例の基本理念に従って環境都市練馬区を築くことを宣言した「環境都市練馬区宣言」の4つの取り組み方針「みどりや水と共生するうつくしいまち」「安全で健康的に暮らせる生活環境のまち」「資源やエネルギーを大切に使う循環のまち」「環境にやさしいところを育み行動の環が広がるまち」をもとに設定しました。現行の練馬区環境基本計画 2001 - 2010 の目指す環境像と基本的に変わるものではありません。

基本目標

「環境へのやさしさが育む 循環・共生のまち ねりま」の実現に向けて、目標年次までに、つぎの状態の達成を目標にして区の施策を推進します。

柱 : 「みどりや水と共生する、調和のとれた美しいまち」にするために

基本目標 - 1 :

緑被率 30%回復に向けて、緑被率が増加傾向に転じている。
豊かな自然環境の回復と区民とのふれあいを深める道筋が確立している。

基本目標 - 2 :

ポイ捨て、落書き、歩行喫煙を防止する活動が、各地域において、区民・事業者・区の協働により進められている。
調和のとれた、練馬らしい都市空間づくりを進めるための仕組みが確立している。

基本目標 - 3 :

まちづくりに伴う環境負荷を抑制し、調整するための仕組みが拡充され、的確に運用されている。

柱：「安全で健康的な生活環境のまち」にするために

基本目標：

自動車交通公害、産業型公害などの防止により、大気汚染等にかかる環境基準が達成、維持されさらに一層の改善が図られているとともに、さまざまな公害現象についてもその改善が進んでいる。

工場等における有害化学物質の適正管理の徹底が図られている。

柱：「資源やエネルギーを大切に使う循環のまち」にするために

基本目標 - 1：

省エネルギーの環が広がり、京都議定書によるわが国の温室効果ガス排出量削減の目標の達成やヒートアイランド現象の防止に、地域として貢献している。
地球温暖化の防止に向けたさらなる温室効果ガス削減の取り組みに着手している。

基本目標 - 2：

ごみ半減に向けて、ごみ排出量が低減している。

リサイクル活動が活発となり、資源化率が向上している。

ごみ出しルールが徹底されるとともに、ごみが適正に処理されている。

柱：「みんなで循環・共生を進めるまち」にするために

基本目標 - 1：

区民・事業者の間に環境を大切にする意識が広まり、日常の活動において環境配慮を実践する区民・事業者が増えている。

環境に関する知識や技術をもつ区民・事業者等と協力して、環境情報の普及や環境学習の推進を図るための仕組みが強化されている。

基本目標 - 2：

区の政策形成や事務事業における環境配慮が強化され、着実に進んでいる。

環境保全施策

今回の環境基本計画の改定に当たっては、つぎのような施策を重点的に実施することとしています。

ア) 「みどり 30 推進計画」等によるみどりの量的回復に加え、区民参加による生態系の実態調査（区民と見つけるねりまの自然）の着手など、自然環境の保全に総合的に取り組む方向性を示しました。

- 1) 大気汚染の実態をよりの確に把握するため、浮遊粒子状物質の測定の強化を図るとともに、環状第 8 号線沿道の常時測定室を増設します。
- 2) 地球温暖化対策に関する区の役割を果たすため、エコライフチェックなど、効果的な普及啓発の推進等により、多くの区民に日常生活におけるエコライフの取り組みを広げて、民生部門における二酸化炭素排出量の抑制を図るとともに、グリーン電力証書制度の活用や他自治体との連携による新たな取り組みにより、自然エネルギーの利用を増やしていく方向を提案しました。
- また、区の率先実行を一層強力に推進するため、区立施設への ESCO 事業の導入やその改修・改築等における省エネルギーガイドラインの策定を進める方向を明らかにしました。
- I) リサイクルおよび環境学習等の拠点としてリサイクルセンターの整備を進めま
- II) 環境に関する情報の提供や環境学習の総合的、体系的な推進を一層推進するため、(仮称)練馬区環境学習推進計画を策定するほか、メールマガジン等を利用した情報提供を進めます。

環境基本計画の推進

練馬区では、練馬区環境基本計画 2001 - 2010 に基づいて、練馬区環境基本条例の制定をはじめ、さまざまな環境保全推進のための枠組みづくり、仕組みづくりを進めてきました。

この改定計画の内容は、練馬区環境基本条例と当該条例に基づく練馬区環境審議会、本計画で提案している「環境指標」や ISO14001 などの環境マネジメントシステム、ねりまエコ・アドバイザーなどの区民や事業者との協働の仕組み、国・東京都・23 区等との連携の仕組みなどを適切に運用し、また必要な拡充を図りながら、的確かつ着実に推進していきます。

練馬区環境基本条例（平成 18 年練馬区条例第 58 号）

平成 18 年 6 月 29 日に制定され、同年 8 月 1 日に施行された練馬区環境基本条例は、区の環境保全を進める最も基礎的な枠組みです。

この基本条例に定める理念や区の施策の基本的方向を実現化するために、環境基本計画や分野別の計画を定め、さらに、環境指標や環境マネジメントシステムを利用して計画の着実な推進を図るということが、環境施策を推進する基本的なスキームになります。

環境基本条例に定める、区が環境施策を進めるにあたっての枠組みとしては、つぎのような事項が挙げられます。

環境の保全に関する基本的な計画の策定（第 9 条）

施策の策定等における配慮（第 10 条）

区民等の参加の機会の確保（第 11 条）

環境の保全のための取組の促進（第 12 条）

誘導的措置（第 13 条）

環境の保全に関する活動の支援（第 14 条）

環境学習および普及啓発の推進（第 15 条）

環境に関する調査等（第 16 条）

環境の監視および測定（第 17 条）

環境の状況等に関する報告書の作成等（第 18 条）

環境に関する情報の提供（第 19 条）

練馬区環境審議会

練馬区環境基本条例は、区の環境基本計画および環境の保全に関する基本的事項については、審議会に諮問し、区民・事業者および専門家等の意見を反映した審議会答申を受けて、策定等を進めることが定められています。

このほか、環境影響評価における区長意見など、必要な事項については、審議会に報告し、その意見を聴きながら区の考え方等を検討します。

環境マネジメントシステム ISO14001

練馬区では、平成 13 年 11 月、環境の保全のための取り組みを着実に推進するための環境マネジメントシステムとして、国際規格 ISO14001 の認証を取得し、この仕組みに基づいて区の事務事業の執行にあたって環境の保全に積極的に取り組んでいます。

平成 13 年度の認証取得の時点では、環境マネジメントシステムの適用範囲（サイト）は、区立学校・幼稚園を除く、区が設置・管理するすべての施設でした。

その後、平成 16 年 11 月には、ISO14001 の認証を更新しました。更新に際し、適用範囲に区立学校・幼稚園を含め、指定管理者施設を除く全施設を ISO14001 の適用範囲としました。指定管理者施設については、区が契約等にあたって、環境配慮の要請を行うとともに、エネルギーの使用状況等の調査を求めています。

環境マネジメントシステムは、区長の環境方針のもとで、P（＝プラン）、D（＝実行）、C（＝点検）、A（＝見直し）のサイクルにより、環境保全活動を継続的に改善していくためのツールです。特に、C（＝点検）の部分は、内部の監査員による監査、外部審査機関（環境マネジメントシステムの専門家）による監査を組み合わせ、有効な点検が可能な仕組みです。

本計画の期間も引き続き、環境マネジメントシステムにより、区の事務事業の実施に伴う環境負荷の着実な抑制に努めるとともに、環境保全施策の推進や環境教育の充実に活用していきます。

行政評価

練馬区では、区の全施策・全事務事業について、平成 14 年度から行政評価を取り入れ、事務事業および施策の成果、効率性などを指標を用いて総合的に評価し、事務事業の内容や施策の展開のあり方の見直しに活用しています。施策評価については、区民評価委員会を設置し、区民の目で区の施策の点検、評価を実施しています。

この中で、環境保全のための施策・事務事業についても、点検、評価し、見直しを行っています。また、すべての事務事業、施策について環境配慮の取り組み内容について評価を行っています。

行政評価の結果は、インターネットホームページ等で公表しています。

本計画の期間も引き続き、行政評価の内容を改良しつつ、その仕組みを活用して環境施策の継続的改善に役立てていきます。

環境指標

環境基本計画の進捗状況を評価し、見直しのためのツールのひとつとして、「環境指標」を導入します。

環境指標による進捗管理は、平成 22 年度をめざしその拡充、定着を図っていくこととし、当面は、環境指標として、行政評価・新長期計画の成果指標等を最大限活用することとします。

また、現段階で分かりやすい指標が見出せない場合は、事業の進捗状況や区民・事業者・区の努力の結果を示す指標を環境指標に設定し、計画期間中に、より分かりやすい指標の導入を検討します。

(3) 練馬区民環境行動方針とその推進

練馬区民環境行動方針の策定

日常生活に起因する環境問題を解決するためには、環境への影響を少なくすることを私たち一人ひとりが考え自発的に行動するだけでなく、一人ひとりの取り組みを全区的に広げていく仕組みも必要です。区民、事業者、区やNPOなどの組織や団体が、ともに考え、みんなで共有し、ともに実行していくという考え方が、このような行動を広め、仕組みづくりを進めるうえで極めて大切です。特に、区民、事業者自身の発想や工夫がもっとももっと生かされなければなりません。

「練馬区長期総合計画」と「練馬区環境基本計画 2001 - 2010」では、(仮称)区民環境行動方針の策定を計画化しました。環境保全のために、区民や事業者自身はどんな役割を担っているか、どのような自発的行動が可能かを考え、そして具体的な行動プロジェクトを検討しようとするものです。

区が呼びかけ、これに賛同して区民・事業者の皆さん 94 名が集まりました。これを母体に、平成 14 年 12 月に「練馬区民環境行動方針検討会議」が結成されました。検討委員の皆さんは、自らの手で、区民・事業者の参加も呼びかけながら、勉強し、考え、議論し、延べ 301 回にのぼる検討を行って、平成 16 年 8 月に、区民・事業者の共有できる方針とそれを普及・推進するために提案するプロジェクトから成る「練馬区民環境行動方針」を完成させました。

練馬区民環境行動連絡会の結成とその活動

練馬区民環境行動方針の完成をもって練馬区民環境行動方針検討会議は活動を終了しました。続けて、方針に提案されたプロジェクトから選ばれた“先行して検討するプロジェクト案”22件の具体化、実現化を図るために、検討委員の有志を中心に実行グループが結成され、活動を続けています(平成18年度末6グループ*)。

* 自然環境練馬くらぶ、練馬ごみ・フォーラム、まち環境ねりま倶楽部、エコライフエネルギープロジェクト、散歩のみちしるべマップづくりプロジェクト、環境教育支援プロジェクト

これらのグループが中心になり、グループ間の連絡・調整等を図ってプロジェクトのさらなる推進に資するための組織づくりが検討され、平成17年4月、「練馬区民環境行動連絡会」が発足し、活動をしています。

平成18年度は、各実行グループがそれぞれに、または区や他の区民団体と共同で活動を広げるとともに、区の支援・協力等のもと、区民環境行動講演会(11月と19年2月の2回**)、広報紙の発行(10月と平成18年1月の2回)を行いました。

** 第1回：11月25日、春日町リサイクルセンター 「環境行動を広げるために—区民ができること—」<講演(講師=向山巖武蔵大学名誉教授) 討論会、施設見学会> 40名参加
第2回：2月10日、区役所多目的会議室 「生ごみリサイクルが教えてくれた命の循環と有機農業」<講演(講師=吉田俊道氏) 180名参加

区役割

練馬区民環境行動方針の策定を通じて、区は検討会議事務局として会議の運営を行うとともに、情報の収集・提供や他の組織との調整等を行って、検討会議の検討作業を支援しました。

方針の完成後は、プロジェクト実行グループの結成や活動の支援、練馬区民環境行動連絡会の結成の支援をしました。

平成17年度、練馬区民環境行動連絡会が結成された後は、連絡会幹事会で意見交換を行っています。2回の区民環境行動講演会を共催し、広報紙(2回)の編集・発行を支援しました。また、必要に応じ、共同事業の実施、環境行動連絡会の活動への協力などを行っています。

練馬区民環境行動方針 HP：<http://www.city.nerima.tokyo.jp/eco/koudouhousin2/top.html>

(4) 環境教育啓発事業

平成18年度に実施した事業等はつぎのとおりです。

環境学習室

春日町リサイクルセンター情報資料コーナーにおいて、区民の自主的な環境学習の

推進と環境情報の提供を目的として、環境・リサイクル関連の図書資料（書籍等約1,500点、ビデオ・CD-R等ビジュアル資料約60点）の閲覧・貸出、インターネット常時接続パソコンの利用提供、チラシ・パンフレットなどの配布、環境学習に関する一般的な相談受付ならびに区内環境活動登録団体情報の台帳公開（平成19年8月現在16団体）等の環境学習事業を実施しています。

平成18年4月から指定管理者がリサイクルセンターと一体として運営しています。

エコライフチェック

エコライフチェックの意義

練馬区における温室効果ガス排出の特徴は、住宅都市としての性格から、区民の家庭生活に起因する二酸化炭素が多くを占める点にあり、練馬区において地球温暖化対策を進めるには、区民の日常生活に伴う二酸化炭素排出の抑制が最大の課題であることは言うまでもなく明かです。

家庭部門からの二酸化炭素排出量は、わが国全体としても大幅に増加しており、京都議定書の目標を達成するためには、この部門での対策が急務とされています。特に、区市町村に対しては、住民の意識改革、普及啓発を進める役割が期待されており、多くの住民を対象にした、効果の高い普及啓発の企画・実施が求められています。

「エコライフチェック」は、この要請にこたえることができる普及啓発手法として、区民と区が共同で開発したものです。その特徴は、誰でも気軽に参加して行動できる「参加型」であり、かつ行動の効果などが見て取れるよう「双方向性」をもたせることにより、高い意識啓発効果が得られるよう工夫したところにあります。

The image shows a 'STOP! Earth Warming' checklist for elementary school students. It features a table with 12 items (Q1-Q12) and a score column. The items include: Q1. Reducing TV viewing time, Q2. Reducing unnecessary TV volume, Q3. Reducing unnecessary TV channel changes, Q4. Reducing unnecessary TV power consumption, Q5. Turning off the TV when not watching, Q6. Turning off the TV when not using it, Q7. Turning off the TV when not using it, Q8. Turning off the TV when not using it, Q9. Turning off the TV when not using it, Q10. Turning off the TV when not using it, Q11. Turning off the TV when not using it, Q12. Turning off the TV when not using it. The checklist also includes a section for 'Checklist' and 'Checklist'.

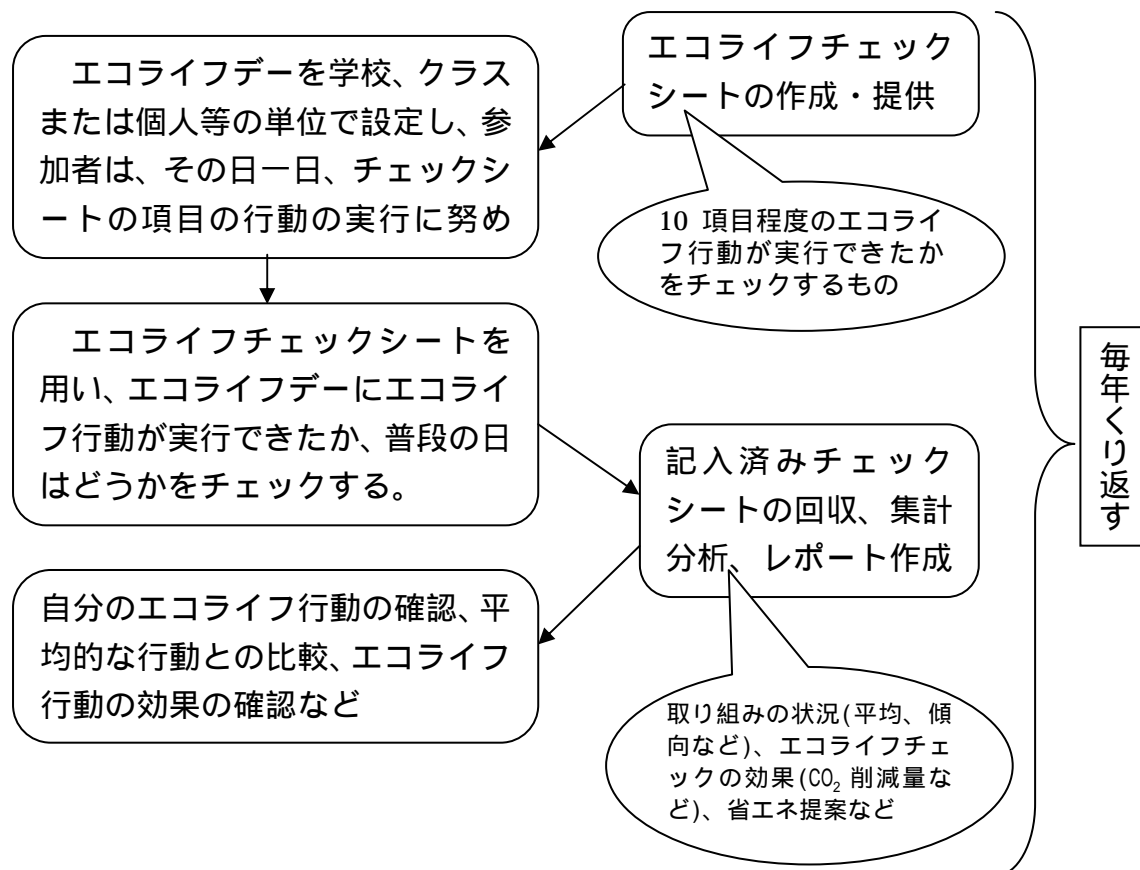
19年度エコライフチェックシート(小学生高学年用)

エコライフチェックのスキームと特徴

エコライフチェックのスキームと特徴は次のとおりです。

【スキーム】 **参加者**（学校、団体等）

主催者



【特徴】

- 参加型：だれでも気軽に、無理なく参加できる
- 具体的：日常生活行動における環境配慮の有無を具体的にチェックできる
- システムの：参加と実施に関する確実なシステムを持つ
- 双方向型：エコライフチェックの効果や日常生活の環境上の課題を分析した結果を参加者全員に戻す
- 協働型：事業の企画と実施を区民（エコライフ推進員）と区が共同して行う

エコライフチェックの実実施計画（練馬区新長期計画）

（5年間の参加者累計目標 10万人）

年度	H18(2006)	H19(2007)	H20(2008)	H21(2009)	H22(2010)	累計
目標参加者数	10,000人	15,000人	20,000人	25,000人	30,000人	100,000人

18年度エコライフチェックの主な内容

18年度は、17年度の試行（小学校21校の5,6年生1,582人を対象に実施）の結果を受けて一部方法等を変更して、参加者数10,000人を目標に実施しました。

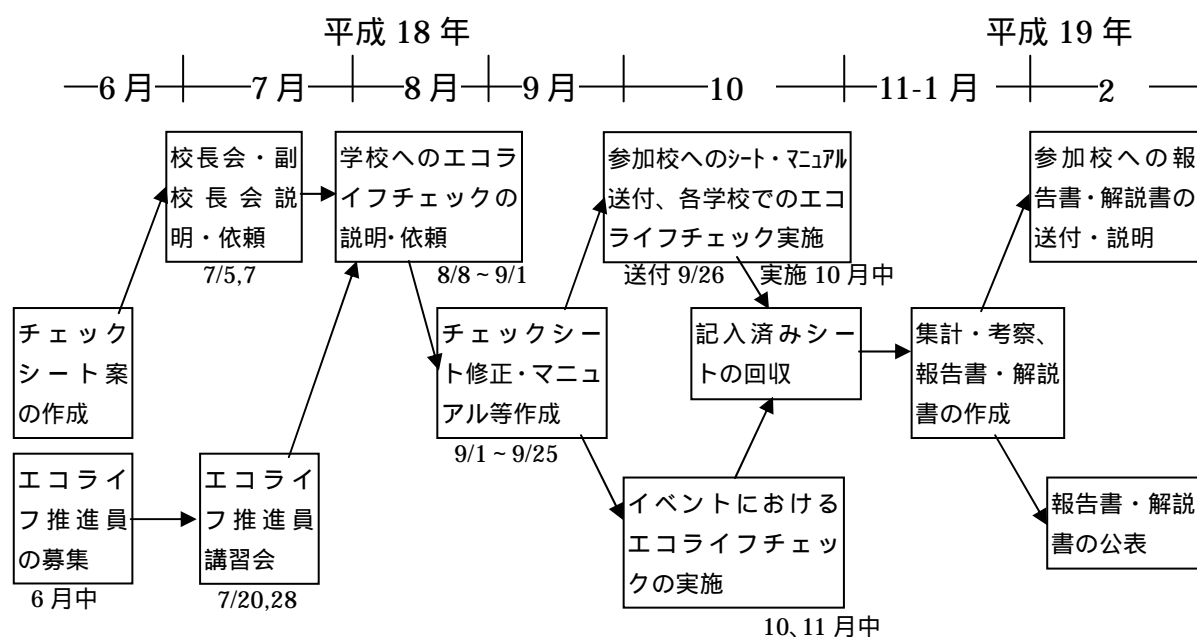
- 参加呼びかけ 区立小学校5,6年生（全校）およびその家族（学校を通じて実施）
- 区立中学校2,3年生（6校）およびその家族（学校を通じて実施）
- 一般区民（区報・ホームページ等）
- イベント（環境・リサイクルフェア、JC練馬地区委員会ノーレジ袋キャンペーン、武蔵大学・早稲田高等学院等学園祭など）

エコライフチェックシート

【エコライフチェックシートの構成】

表	タイトルロゴ	『ストップ! 地球温暖化 練馬大作戦』
	概要説明	エコライフチェックの意義や実施方法の簡単な解説 (成人用については区への送付方法等も記載)
	エコライフチェック設問 (10問) 小学校高学年・中学生用 (は成人用の場合の変更点) < >内数字は、その環境配慮行動の実施による二酸化炭素排出量削減の目安 (グラム/日)	テレビを見る時間やテレビゲームをする時間を少なくした<40> だれもいない部屋の電気は消した<19> 使わない電気器具のコンセントを抜いた<68> 歯磨き中の水は出しばなしにしなかった<42> 学校で決められたとおり、ごみを分けて捨てた<29> (' 区で決められたとおり、ごみを分けて捨てた<88>) 給食は残さず食べた<22> (' 食事は残さず食べた<100>) 買物のときレジ袋はいらないと言った<13> きょうは自動販売機で飲み物を買わなかった<111> 近くに行くとき、自動車を使わず、歩きか自転車で行った<330> 家では、みんなとすごす時間をもった<81>
	エコライフチェック以外の設問(3問)	s-1 エコマークのついた文房具をもっている s-2 最近、練馬でとれた野菜を食べた s-3 動物・昆虫・植物を育てるのが好きだ
	チェック記入欄 【回収】	・学校名、クラス記入欄 (成人用は年代、性別等主要属性) ・エコライフデーおよびふだんの日にチェック項目の行動を実行したかどうかのチェック欄 (をつける 欄) ・チェック項目の実行により1日で削減できる二酸化炭素量の目安 ・チェック欄に をつけた項目数 (チェック日・ふだんの日) ・エコライフチェック以外の設問 (s-1,2,3) に該当する場合チェックする欄
裏	チャレンジクイズ (3問)	「野菜や果物の旬」の意味 (三択式) 「環境 (エコ) ラベル」の意味 (ラベル名、意味、ラベルをつける商品と線を結ぶ方式) 歯磨き時に水を出しばなしにした場合の水量 (三択式) ・チャレンジクイズの正答
	チェックで をつけた項目数の解説	表面の13項目について をつけた項目数に応じた評価の目安 10個以上 : おんだんか防止にがんばりましたね 6~9個 : おんだんか防止もう少しがんばろう 5個以下 : おんだんか防止をもっと考えよう
面	提案・意見欄 【回収】	「わたしの考える“省エネ”」をテーマに提案・意見を自由に記入できる欄

エコライフチェックのスケジュール



エコライフチェックの主な結果

ア) 参加者数 = 14,575 人

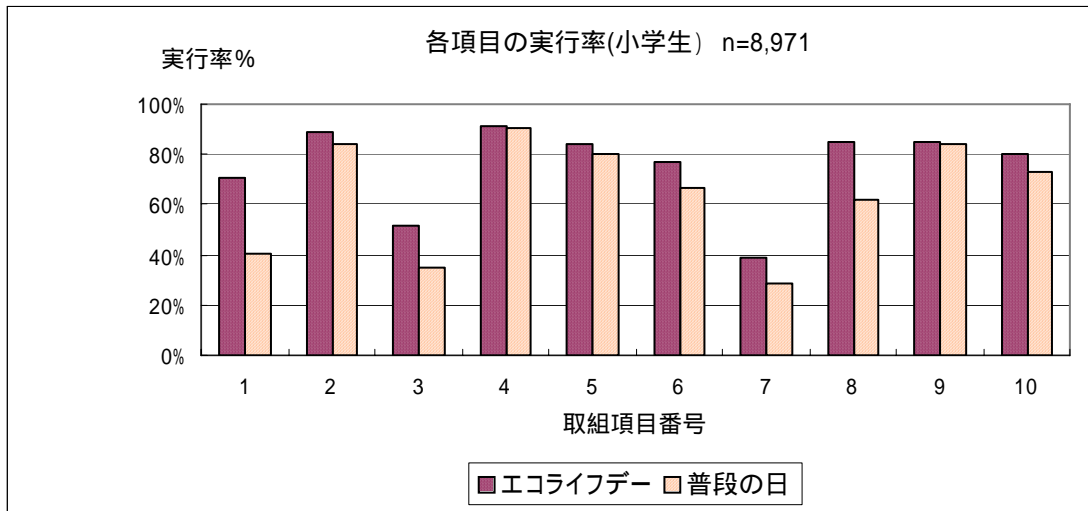
(小学生 8,971 人、中学生 920 人、小中学生の家族 3,399 人、一般参加(イベント等)1,285 人)

イ) エコライフの取り組みの効果

エコライフデーと普段の日のエコライフ行動の実行率の差(上表の 10 問 + 3 問)

エコライフデーの方が、平均で約 11% 実行している割合が向上

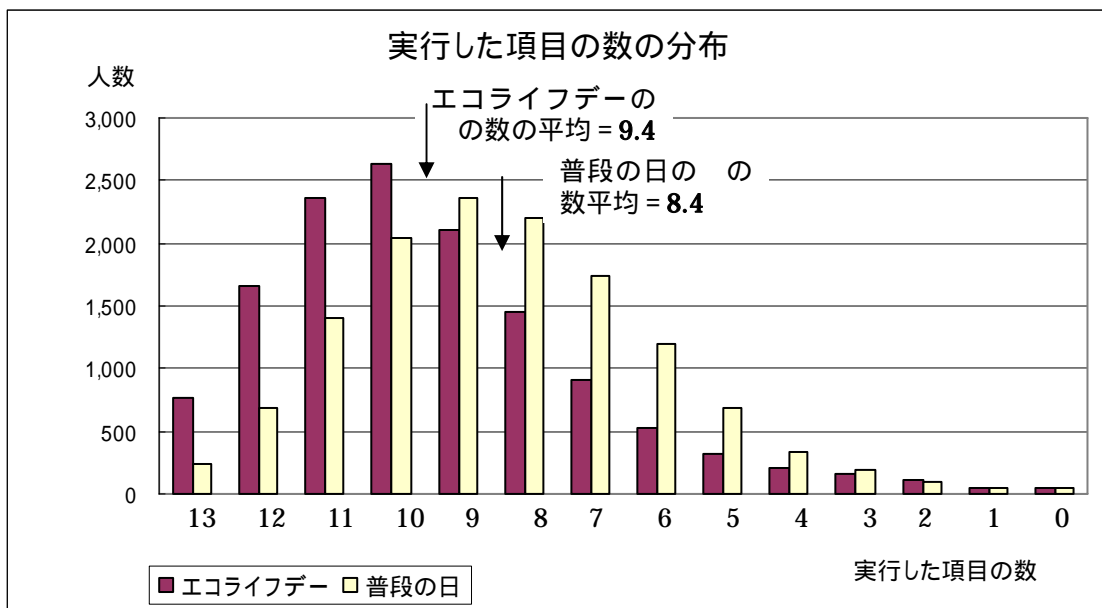
【小学生での例】



1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
テレビ時間を短縮	無人の部屋の消灯	不使用器具のコンセント抜く	歯みがき時の節水	ごみの分別	給食(食事)を残さず	レジ袋拒否	自販機の飲料を買わず	近距離は自動車を使用せず	家でみんなで過ごす時間を

エコライフデーにおける実行した項目の数の増加

【エコライフデーと普段の日における実行した項目の数の分布の比較(全体)】



項目数は、上記 1 ~ 10 に前ページ表のエコライフチェック以外の 3 項目を加えたもの。

エコライフチェックの二酸化炭素（CO₂）排出量削減効果

エコライフデーと普段の日の二酸化炭素削減量の差は次のとおりでした。すなわち、13,290 人の 1 日の取り組みで約 914kg の CO₂ が削減されました。

小学生（8,971 人）	=	597kg/日	一人当たり 67g/日の削減量増
中学生（ 920 人）	=	46kg/日	一人当たり 50g/日の削減量増
小中学生の家族（3,399 人）	=	271kg/日	一人当たり 80g/日の削減量増
全 体	=	914 kg/日	一人当たり 69g/日の削減量増

仮に、練馬区民 69 万人が毎日エコライフデー程度の環境に配慮した生活を送るようになったとすると、普段の日より、二酸化炭素排出量を約 1 万 7 千トン削減できる可能性があります。

これは、胸高直径 20cm 程度の広葉樹（ケヤキ、くすのきなど）約 2 万 7 千本分の年間二酸化炭素吸収量に相当します（1 本あたり年間約 630kg の CO₂ を吸収するとして計算）。また、環状七号線を通る自動車は排出する二酸化炭素半年分に相当します。

私の考える省エネ提案の数

10,523 人から 14,820 件の省エネ対案が寄せられました。

意 見 や 提 案	件 数	割 合
冷房や暖房の温度をひかえめにする、使用時間を短くなど	765	5.2%
水を節約する	685	4.6%
自動車のアイドリングストップなど	218	1.5%
自動車の利用をすくなくする（あるき・自転車を利用するなど）	3,474	23.4%
環境にやさしい製品を買う（「低公害車を買う」を含む）	421	2.8%
ごみを減らす、資源を節約する	901	6.1%
電気の使用をひかえる	5,268	35.5%
その他（太陽光などの自然エネルギーを使う、ライフスタイルを変える、みんなに知らせる、みどりを増やすなど）	3,088	20.8%
合計	14,820	100.0%

《 ちょっとユニークな意見・提案 》

お風呂の残り湯で打ち水をする

無料バスを増やす（*エコ(環境)定期券など割引制度あり）

学校で“エコ週間”をつくる

“ながら族”をやめる

ティッシュは半分に切って使う

“モットイナイ”を口ぐせにする

19 年度は、参加者目標を拡大して実施する予定です。

環境作文コンクール

区内の小・中学生を対象とした環境作文コンクールは、小・中学生が日常生活の中で、自分たちと環境との関わり合いをどう感じているのか、自然保護や公害防止、さらには快適な環境づくりについての考えを交えながら作文にすることにより、環境問題に対する関心および意識の高揚を図ることを目的として、昭和 49 年度から実施しています（平成 4 年度まで「公害作文コンクール」）。



平成 18 年度環境作文コンクール表彰式

審査の結果入選した作品を環境作文集「環境を考える子どもたち」としてまとめ、環境政策課窓口、図書館などで配布しています。平成 18 年度環境作文コンクールは「たのしくごみをへらすには『わたしの好きなねりまの自然』未来の環境のために、今できること（環境都市練馬区宣言を読んで）」の 3 テーマで募集し、応募作品数 771 点（小学生部門 222 点、中学生部門 549 点）の中から 17 点が入選作品となり作文集に掲載されました。

こどもエコクラブ活動の支援

幼少期における環境についての問題意識は大人になっても継続されるとの認識のもと、環境省主催のこどもエコクラブ事業（幼児、小・中学・高校生を対象とする環境クラブ活動）の地域事務局として、ニュースレター「こどもエコクラブ通信」を発行する等、区内クラブの活動を支援しています。平成 18 年度は 28 クラブ 457 名が登録・活動し、1 年間を通して所定の活動報告をしたメンバーに贈られるアースレンジャー認定証を 75 名が申し込みました。区内クラブのうち 5 クラブが 1 年間の活動内容を壁新聞にまとめ、「こどもエコクラブ全国フェスティバル in よこすか」で発表しました。



練馬区役所前で打ち水をするこどもエコクラブ

ねりまエコ・アドバイザーの活動の支援

ねりま環境カレッジ基礎コース・応用コース修了者に、練馬区の環境教育に資する人材として、ねりまエコ・アドバイザーを委嘱しており、現在 53 名が活動しています。平成 18 年度に開催したねりま環境カレッジ基礎コースには 35 名が受講し、27 名に修了証を発行しました。

ねりまエコ・アドバイザーの活動を活性化するための支援として、ニュースレター

「ねりまエコ・アドバイザー通信」の発行およびフォローアップ研修を実施しました。

これらの支援に加え、平成 17 年度から小・中学校やこどもエコクラブ等において行われる環境教育活動への助言・協力に対して活動協力金の支給を行っています。

ねりまエコ・アドバイザーの活動内容は、区が行う環境教育啓発事業や環境調査などへの協力、地域で行われる環境保全活動への助言・協力、その他区の環境施策に関することであり、環境月間行事、全国星空継続観察、環境リサイクルフェア等の区の主催・共催事業に様々な面で協力いただいているほか、所属している環境団体等において自主的かつ活発に事業を実施しています。

環境月間行事

6月5日の「世界環境デー」に関連し、環境省が定める環境月間（6月）に、練馬区役所アトリウムを会場として、6月2日から9日の8日間、環境月間行事「環境パネル展」を実施しました。区内の環境活動団体・こどもエコクラブ・企業などの出展はじめ各種の展示協力団体は33団体で、練馬区役所を訪れた区民が足を止めて見ていました。



18年度環境月間行事 パネル展

環境・リサイクルフェア

実行委員会と区の共催で、「未来につなぐリサイクルの環～大切なひとにのこしたいねりまのみどり・環境～」をテーマとして10月15日に南町小学校校庭で実施し、区民団体・事業者など20団体が出展し、28,000名が来場しました。

環境政策課は「高効率給湯器推進広報等事業」をテーマに、関連企業の協力も仰ぎ出展しました。また清掃リサイクル課がなべ・釜や廃油のモデル回収、石神井清掃事務所がごみの分別クイズ等を行いました。

練馬区の環境学習を推進する計画の策定

「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」が、平成16年10月に全面施行されました。この第8条で地方自治体に、その区域の自然的社会的条件に応じた環境保全の意欲の増進、環境教育の推進に関する方針、計画等を作成し、公表する努力義務が規定されています。

今日の地球規模の環境問題を解決するには、人々の環境に対する意識改革が必要であり、区民の身近な足元からの環境に配慮した行動が重要です。そのためには区民一人ひとりが主体的に、体系的に環境学習に取り組むことができる仕組みが必要になります。

練馬区では、平成19年度、総合的体系的に環境教育・環境学習に取り組めるよう

に推進計画を策定するため、区民・事業者・行政の環境学習関係者による「練馬区環境学習推進計画区民検討会議」などで検討を進めていきます。

ホームページ

環境教育啓発事業として実施するイベント情報や環境学習室の事業内容等を練馬区の環境政策・環境保全のホームページ“ねりまのかんきょう”内の環境情報のページ（アドレスは以下のとおり）で案内しています。

URL：<http://www.city.nerima.tokyo.jp/eco/kankyojoho/index.html>

(5) 区民への情報提供

区民・事業者に向けた取り組み

足元からの行動を広げるために、区民・事業者に向けた各種のPR活動を行います。

例1)パンフレット等の発行

- ・環境カレンダー(平成6～15年度(16年分))
- ・練馬区民の環境家計簿(平成13～14年度)
- ・環境にやさしい事業活動マニュアル(オフィス編、工場編、建設編)(平成10～13年度)
- ・パンフレット「環境にやさしいエネルギーの話 - 新エネルギーを使おう - 」(平成14年度)
- ・「練馬から広げよう省エネの“環”」(練馬区地域省エネルギービジョン)
- ・「チームマイナス6%」の普及ポスター(平成17年度)

例2)平成18年度の催しの開催

- ・環境都市練馬区宣言記念式典(文化センター)
- ・環境・リサイクルフェア(南町小学校)
- ・環境講演会(練馬公民館)
- ・環境月間行事(練馬区役所本庁舎)
- ・みどりと環境・区民フォーラム(文化センター)

ホームページでの情報提供

環境政策課・環境保全課では、インターネット練馬区ホームページ内にさまざまな情報を公開しています。環境政策課・環境保全課で策定した計画は、すべてご覧いただけます。また、上記のパンフレットの一部や催し等の情報もご覧になれます。

【環境政策課・環境保全課のホームページ「ねりまのかんきょう」】

平成18年度の「ねりまのかんきょう」へのアクセス数は17年度の約2倍となり、約21万3千件でした。

ねりまのかんきょうアドレス <http://www.city.nerima.tokyo.jp/eco/>

または

ねりまのかんきょう

検 索



(6) 地球環境問題などの解決に向けた足元からの行動の促進

熱くなる地球 = 地球温暖化は代表的な [地球環境問題]

平成 19 年 2 月、I P C C * が公表した地球温暖化に関する報告書(第四次評価報告書) は、世界中に、大きな衝撃を与えました。

この報告書では、まず、

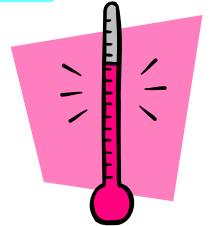
人為的な温室効果ガスが温暖化の原因であることはほぼ確実である (そうである確率は「90%を超える」)

とした上で、その影響として、

2100 年には、平均気温が最大推計で 6.4 (最良推定値 1.8 ~ 4) 上昇する

また 2100 年には、海面水位が平均推計で 38.5cm (最大推計 59cm) 上昇すると推計しています。

また、大規模な水不足の発生、異常気象の頻発、生物種の絶滅の増加、食料生産の減少、熱波・洪水・干ばつによる疾病の増加など深刻な影響を予測しています。



*IPCC (Intergovernmental Panel on Climate Change) = 気候変動に関する政府間パネル

地球温暖化についての科学的な研究の収集、整理のため、国連環境計画と国連の専門機関である世界気象機関が共同で設立した、国際的な専門家で作る気候変動に関する政府間機構。地球温暖化に関する最新の知見を評価することを業務としています。

もともと、世界気象機関(WMO)の一機関で、気候変動枠組条約とは直接関係のない組織でしたが、同条約の交渉に IPCC の報告書が活用され、また、条約の実行にあたり科学的調査を行う専門機関の設立が遅れたことから、IPCC が当面代行することとなり現在に至っています。IPCC 自体は、各国への政策提言等を行うことはありませんが、国際的な地球温暖化問題への対応策を科学的に裏付ける組織として、間接的に大きな影響力を持っています。

一方、現実にも、平成 19 年の夏は猛暑続きで、8 月 16 日にはついに、国内最高気温 (1933 年、山形市) を 73 年ぶりに更新する 40.9 が、岐阜県多治見市、埼玉県熊谷市で観測されたり、北極海の氷の、予想を超える縮小が観測されるなど、温暖化の影響が含まれると見られるさまざまな現象が occurred。

『地球環境問題』とは

産業革命以来、人間の生産活動は急速に拡大し、資源・エネルギーの使用量、廃棄物の排出量などは、それまでとは比べものにならないほど増加しました。特に、第二次世界大戦後は、産業だけでなく、私たちの暮らしでも、大量の資源とエネルギー

ギーを使用するようになりました。

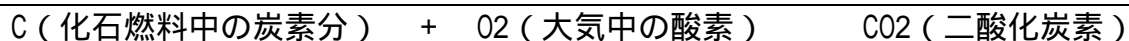
最近までは、こうした人間の活動の影響は、工場周辺や都市域などの局所的なもので、私たち人間が、他の生物やさまざまな自然物と共存しながら生きている、この広大な地球全体にまで変化をもたらすようになるとは、考えられていませんでした。ところが、私たち人間の活動による影響は、表面積約 5 億 1 千万 km² (日本の面積の約 1,300 倍、練馬区面積の約 1,060 万倍)、重量約 60 兆トンの 1 億倍という巨大な地球の環境を変えてしまうまでに大きくなっていったのです。

このような、人間の活動によって引き起こされる地球規模の環境問題を「地球環境問題」と呼んでいます。地球温暖化は代表的な地球環境問題です。そのほか、オゾン層の破壊、酸性雨、熱帯雨林の減少、野生生物種の減少、海洋汚染、有害廃棄物の越境移動、砂漠化の進行などが地球環境問題と呼ばれています。

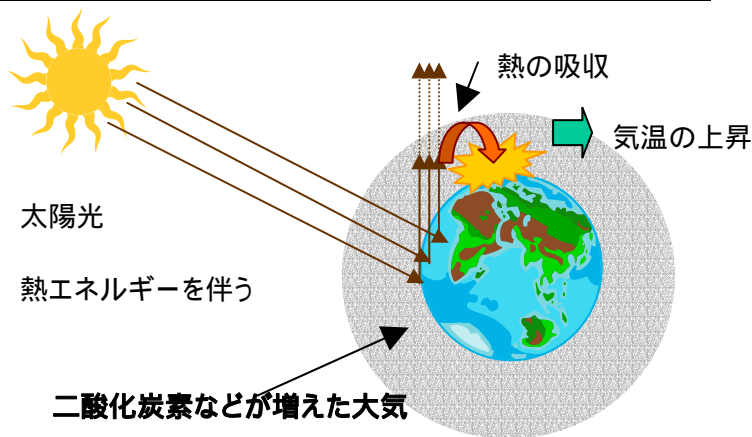


地球温暖化(その1 地球温暖化とは)

私たちは、日常営んでいる生活や事業活動の中で、さまざまな食材や物資を購入し、使用し、そして不要になったものを廃棄しています。また電気・ガス・ガソリンなどのエネルギーを消費しています。これらの購入・使用・廃棄に伴い、直接または間接的に、石油などの化石燃料を燃焼させます。その化石燃料の燃焼によって、二酸化炭素が排出されます。



ガスやガソリンを直接燃やせば、上の式のとおり、直接二酸化炭素が生成されます。電気を使った場合も、その電気を起こす発電に化石燃料が使われていますので、そこから二酸化炭素が出ます。また日常の食材や物資についても、その生産、運搬、消費、廃棄



の過程でそれぞれ電気やガスなどのエネルギーが使用され、二酸化炭素の排出が起こります。こうしてみると、私たちの生活や事業活動における行動のほとんどすべてが、二酸化炭素の排出の原因になっていることが分かります。

二酸化炭素の排出量は、生活が豊かになり、物資やエネルギーの使用が増えるに従い、増加してきました。ひとりひとりの排出量は小さくても、これが日本全体、先進国全体、全世界で積み重なると、大気中の二酸化炭素濃度を上昇させるまでに

なってしまいます。

実際、産業革命以前には約 280ppm (0.028%) で安定していた二酸化炭素濃度が、産業革命以降急速に増加し、現在では 380ppm(0.038%) くらいまで上昇しています。そしてこのままのペースで二酸化炭素の増加が続けば、21 世紀末には 600ppm (0.06%) を越えるものと予想されています。

二酸化炭素そのものには毒性はほとんどなく、この程度の濃度で直接的に人間や生物に大きな影響を与えることはありません。しかしながら、二酸化炭素には熱を吸収する(正確には熱放射である赤外線を吸収する)性質があります。

現在の地球の表面の気温は平均 +15 程度です。もしも、大気中に、二酸化炭素などの熱を吸収する気体が無かったら、地球の表面の気温は -18 程度になると試算されています。実際の気温がこの試算より 33 も高いのは、熱を貯める効果のある二酸化炭素などの気体(「温室効果ガス」と呼ばれます。)が、地球表面から宇宙に放出される熱エネルギーの一部を吸収し、大気を「暖めている」ためです。

しかし、二酸化炭素などの温室効果ガスが増えすぎると、今度は、この温度バランスが崩れ、気温が上昇してきます。これが「地球温暖化」問題です。

このまま二酸化炭素など的人為的な排出が増え続ければ、前述のとおり、今世紀末には、気温は最大 6.4 上昇すると予測されています。

地球温暖化(その2 地球温暖化の影響)

地球温暖化による「急激な」気温上昇は、様々な問題を引き起こすと言われます。たとえば、次のような問題の発生が懸念されています。

極地の氷などが溶けて海面が上昇し、海岸線が後退し陸地が水没する。

高温地域での疾病が高緯度地方にも広がる恐れがある。

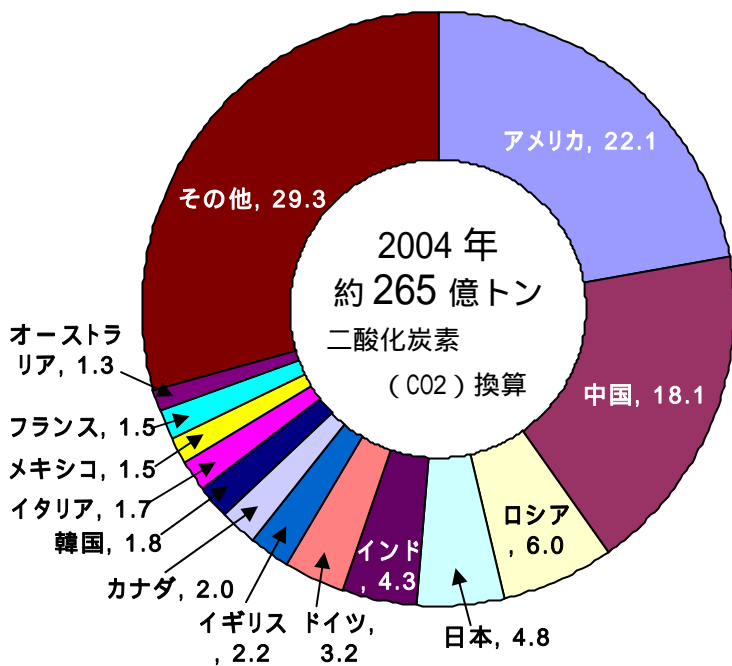
気候変動の幅が大きくなり、極端な天候の発生が多くなる(例えば台風の大規模化など)。

気候変動の結果、植生に影響を与え、食料の生産にも影響が考えられる。などの影響が懸念されています。これらの影響が相乗的に起これば、予想もつかないような異常な事態が発生する可能性もあります。

こうした影響が顕著に表れるのは、数十年先と言われます。しかし、対策はその時点で実施すればよいというわけではなく、温室効果ガスの濃度がある程度以上高くなると、温暖化の進行はなかなかとまらなくなってしまうと言われていています。温室効果ガス削減の取り組みは、今直ぐ進めなければなりません。

地球温暖化(その3 温室効果ガスの排出状況(世界・日本))

世界各国の二酸化炭素の排出量を見てみると、アメリカが約 22% で最も多く、以下、中国、ロシアと続き、わが国日本は、世界で 4 番目に排出量の多い国です(平成 16 年)。



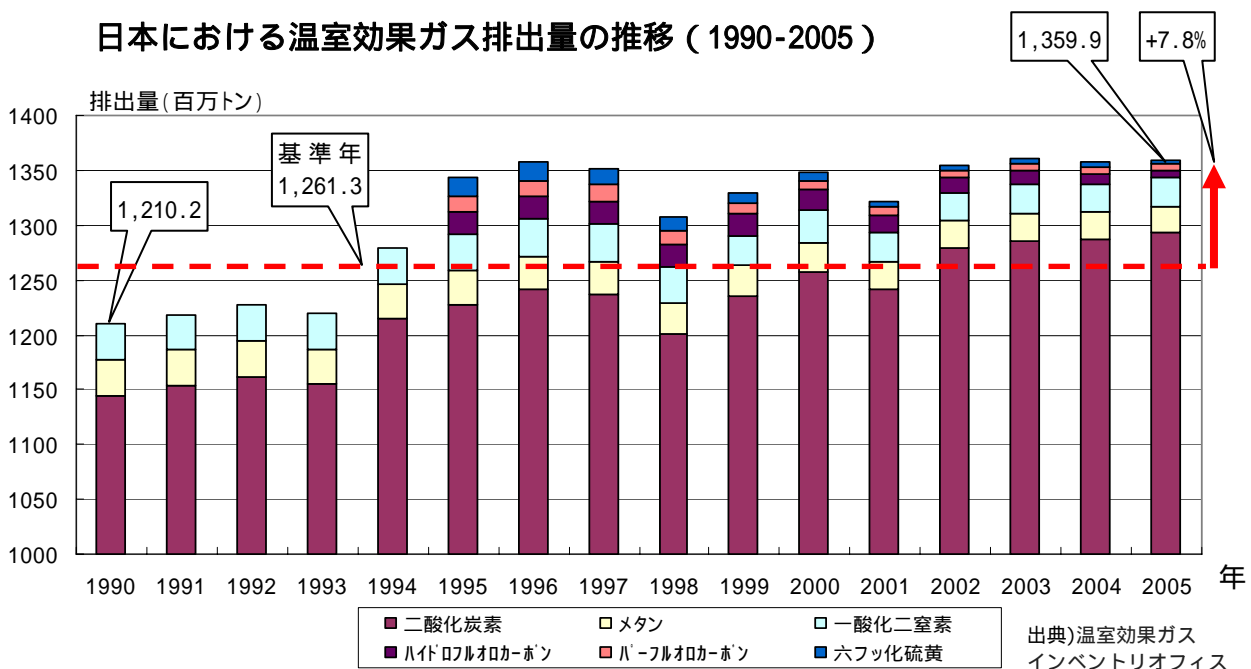
出典) EDMC/エネルギー・経済
統計要覧 2007年版

(単位%)

次に、わが国の温室効果ガス全体の排出量の推移を見てみると、1990年以降、増加傾向が続いていることが分かります。

また、温室効果ガスのなかでは、二酸化炭素が圧倒的に大きい割合を占めています。

日本における温室効果ガス排出量の推移 (1990-2005)



地球温暖化 (その4 地球温暖化対策の取り組み)

地球の温暖化の進行は、かなり前から少数の学者などが指摘していましたが、これが二酸化炭素などの温室効果ガスの増加、すなわち人間の活動と結びつけて問題にされるようになったのは、ごく最近になってからです。

地球サミット（1992年、ブラジル リオ・デ・ジャネイロ）

約180か国とEU、1万を超えるNGOが参加した環境と開発に関する国連会議（UNCED）。持続可能な開発を目指し、世界の今後の環境保全のあり方を指し示す『リオ宣言』や21世紀に向けた行動計画『アジェンダ21』などが採択され、また地球温暖化防止のための枠組を定める気候変動枠組条約の署名が開始されました。

気候変動枠組条約（1994年発効）
大気中の温室効果ガス濃度の安定化を究極の目標とし、地球温暖化がもたらす様々な悪影響を防止するための国際的な枠組みを定める条約。地球サミットで署名開始され、1994年に発効。温室効果ガスの排出・吸収に関する目録、温暖化対策の国別計画の策定等を締結国の義務とした上で、先進締結国には、温室効果ガスの排出量を2000年に1990年のレベルに戻すことを目的とする政策措置をとることを義務化しました。

地球温暖化防止京都会議と京都議定書（1997年）

京都で開催された気候変動枠組条約第3回締結国会議（COP3）。温室効果ガスの国別削減目標が合意されました。削減目標は、各国ごとの排出量を、2008年～2012年の間に、基準年（1990年、一部1995年）のレベルより次表のとおり削減するというものです。（日本、アメリカ合衆国、EUのみ表記）

	日本	アメリカ合衆国	EU
1990年(一部1995年)排出量を基準とした、2008～2012年の間の排出量の削減率	6%	7%	8%

このうちアメリカ合衆国は、後に、京都議定書から離脱

その後も、毎年、気候変動枠組条約の締結国会議が開かれ、京都議定書の削減目標の具体化等に向けて、様々な調整が行われています。2001年の第7回締結国会議（COP7、マラケシュ）では、京都議定書の実行ルール（いわゆる京都メカニズム＝排出量取引、クリーン開発メカニズム、共同実施）が合意されました。昨年（平成18年）は、COP12/MOP2（京都議定書第2回締結国会議）がケニアのナイロビで開催されました。

京都議定書の発効（2004年）

そして、2004年、ロシアが京都議定書を批准したことにより、同議定書の発効要件（75か国以上が締結、1排出抑制義務を負う先進国（日本、EU、アメリカ、ロシアなど）のうち1990年温室効果ガス排出量の55%以上を占める国が批准）を満たしたため、2005年2月16日、京都議定書が発効しました。

議定書合意から7年を経て、議定書の国別削減目標を達成することが批准国の法的な義務になりました。

京都議定書以降の対策に向けて

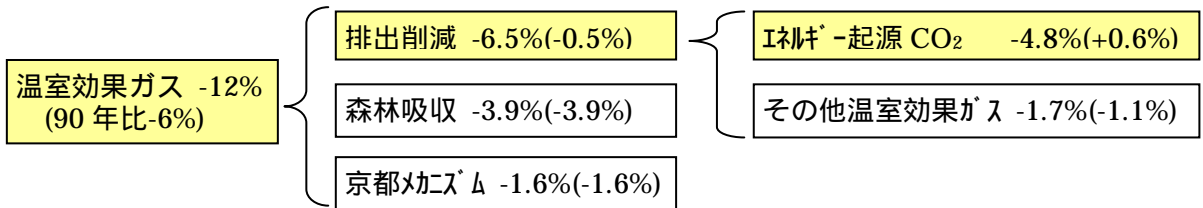
2007年度の先進国首脳会議では、気温の安定化に向けて、今世紀半ばまでに温室効果ガス排出量を半減するための方向性について話し合われました。

地球温暖化（その5 日本の動き）

日本では、京都会議の合意を受けて、1998年に地球温暖化対策推進大綱を決定し、地

球温暖化対策の推進に関する法律」を制定しました。この法律は、政府や地方自治体にその業務に関する温室効果ガスの抑制のための措置を定める計画（実行計画）の策定の義務化など、先行的な温暖化対策を推進するものです。

2002年には、日本は、COP7の合意を受けて京都議定書を批准し、地球温暖化対策推進法の改正などを行い、京都議定書の義務を果たすための政策を推進することになりました。そして2005年2月の議定書発効を受け、4月には政府は「京都議定書目標達成計画」を決定し、削減目標を下図のように、それぞれの対策に配分するとともに、国民、事業者、政府、自治体それぞれにおける対策を本格的に推進するための取り組みを決定しました。



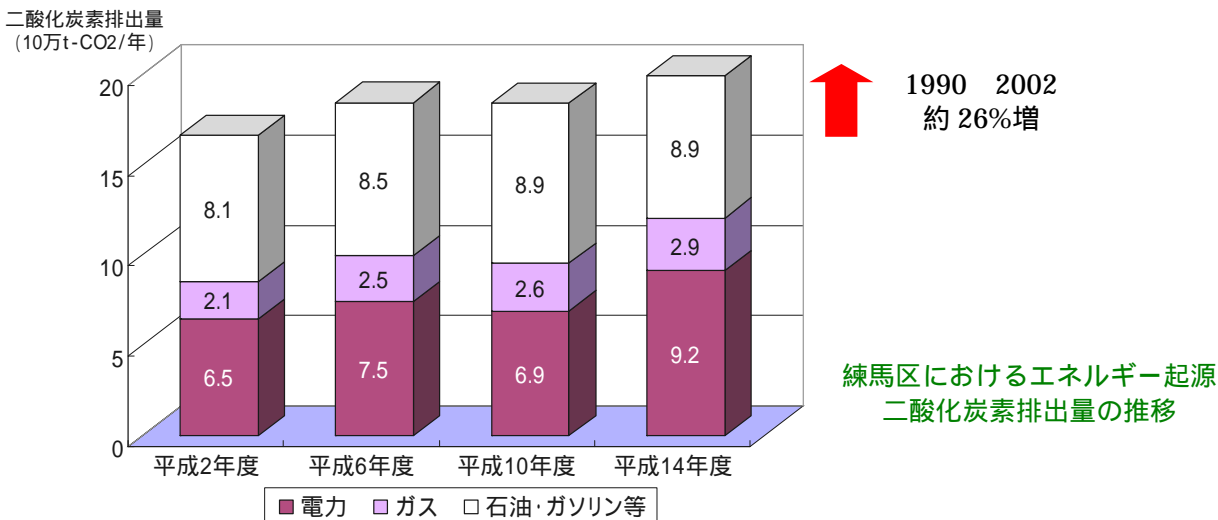
数値は2002年実績値を踏まえた削減量。()内が基準年比の削減量
 (削減目標は全体として基準年比-6%ですが、2002年実績値が目標値+13.6%となっており現状対策の継続のみでは2010年に目標値+12%となってしまうこと、森林吸収源(-3.9%)と京都メカニズム(-1.6%)による削減をカウントできることを考慮しています。)
 京都メカニズムは、海外における日本による排出量削減の取り組み(CDM)排出量取引など、海外からの排出量枠の獲得のことです。

京都議定書目標達成計画はまた、地方自治体に対し、従来から地球温暖化対策推進法により義務化している「地球温暖化対策実行計画」の策定等を強化するとともに、地域の温暖化対策計画(=地域推進計画)の策定に努めることを求めています。

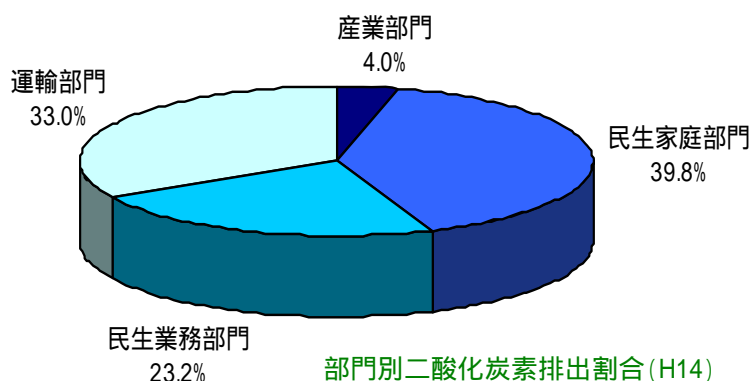
地球温暖化(その6 練馬区のエネルギー消費量および二酸化炭素排出量)

練馬区では「練馬区環境基本計画 2001-2010」(平成13年2月)の中で、区内の部門別二酸化炭素排出量を算出しています。

さらに、平成17年度に策定した「練馬区地域省エネルギービジョン」において、新たなデータを使用し、推計方法も一部見直しして、練馬区におけるエネルギー消費量およびエネルギー起源二酸化炭素排出量の推計を行いました。



その結果、平成 14(2002)年度の練馬区におけるエネルギー起源 CO₂ の排出量は約 210 万トンで、平成 2(1990)年に比べて、約 26% 増加していることが分かりました(全国ではこの間約 8%増)。また、部門別排出量では、平成 14(2002)



で見ると、家庭部門が約 40%、業務部門(オフィス・商店など)が約 23%、運輸部門(自動車交通、鉄道)が約 33%となっており、産業部門(工場等)は 4%でした。運輸部門には自家用車が含まれることから、練馬区においては、実際には、生活活動に起因するエネルギー起源 CO₂ が全体の三分の二以上占めているものと思われます。

練馬区におけるエネルギー起源 CO₂ の排出量総量の増加が著しいのは、全国的に見ても排出量増加が大きい家庭部門、運輸部門、業務部門の割合が、練馬区において全国よりも高いことによります。

地球温暖化(その7 練馬区の取り組み=足元からの行動)

さまざまな普及啓発活動

区では、地球温暖化防止に向けた、日常生活の環境配慮を進めるため、区民向け事業者向けのさまざまな普及啓発を実施しています。

普及啓発などのためのパンフレットなどの作成・配布

区民向け・・・環境にやさしいエネルギーの話(14年度)、環境カレンダー(5～15年度)、環境家計簿(13年度)など

事業者向け・・・環境にやさしい事業活動マニュアル=オフィス編(11年度)、工場編(12年度)、建設編(13年度)など

講演会などの開催

いきいき商店街でまちは元気～キーワードは“環境”(14年度)、自然エネルギーの力を感じよう(17年度)など。

新たな普及啓発の試み(エコライフチェック)

区では、従来的一方通行型のパンフレットや講演会ではなく、区民自身が簡単に取り組み、かつ取り組み結果を評価して新たなステップへの足がかりとするような普及啓発手法の開発を、区民(練馬区民環境行動連絡会 32ページ参照)と共同で進めました。そのポイントは、つぎのとおりです。

【双方向】従来のような一方通行型ではなく、取り組みの結果をチェックしてもらい、これを回収・集計分析して、結果を普及啓発対象者にフィードバックすることで、啓発の効果を測定し活用すること。

【簡易】だれでもすぐに参加できる簡易な方法であること。

【システム】参加依頼から分析結果のフィードバックまでをシステム化すること。

17年度には、区民環境行動区立小学校6年生の一部を対象に、エコライフチェックの試行を行い、18年度からは本格実施を開始しました。

18年度は、参加14,575人、取り組んだ10項目による推計二酸化炭素削減量914kg/日、省エネ提案約15,000件などの成果が得られ、19年度は新長期計画による目標(1.5万人)を上方修正して実施することとしました(新目標1.8万人)。

[詳細は33ページ参照]

区民の先進的な取り組みの支援

区民の中には、住宅に太陽光発電設備を設置して省エネを図るなどの取り組みを先進的に進める方が増えてきています。この太陽光発電設備は、電気使用量を大幅に削減できる効果があり、また練馬区の地域



では、風力発電等の設置が難しいことから、現在、家庭における省エネ、すなわち二酸化炭素削減に最も有効な方法のひとつです。しかし、現段階ではかなり高価であり、普及が急速に進むことは期待できません。

区では、18年度から、太陽光発電設備を自宅に設置する区民に対し、その費用の一部を助成することにより、家庭における先進的な地球温暖化防止の取り組みを支援しています。また、分散型エネルギーとして将来期待される家庭用燃料電池装置についても、その設置にあたっての工事費用の一部を助成しています。

【太陽光発電設備設置助成の概要と実績(18年度)】

・助成概要

助成対象：自己居住用の住宅に新たに住宅用太陽光発電設備(1kW以上)を設置する場合(そのほかにも条件があります)

助成額：4万円/1kW(上限15万円/1件)

・助成実績

助成件数：53件(158.97kW)

助成金額：619万4千円

CO₂削減効果：約60トン/年(1kWh=0.378-CO₂kgとして計算)

【家庭用燃料電池装置工事費助成(18年度)】

・助成概要

助成対象：自己居住用の住宅に新たに家庭用燃料電池装置を設置し工事費用を負担する場合(そのほかにも条件があります)

助成額：工事費用の2分の1以内(限度額5万円/1件)

・助成実績

なし

区の仕事における環境配慮の取り組み（率先実行）

環境配慮の計画と仕組みづくり

区では、区の仕事を進めるにあたって、環境への負荷を減らし、環境保全を進めるための取り組みを進めています。

そのための計画として、平成 10 年度に“練馬区環境配慮指針”を定め、各職場で、自主的な環境配慮に取り組みました。さらに、平成 13 年度には、「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づく実行計画を含み、練馬区環境配慮指針をレベルアップした“練馬区環境配慮実行計画”を策定しました。この中で、区の業務から発生する温室効果ガスの排出量を平成 17 年度までに 11 年度比で 3 % 減らすことを目標に区の取り組みを進めました。13 年 11 月には、企業や団体の環境配慮を継続的に推進するための国際規格である ISO14001 の認証を取得し、環境配慮のシステム化に努めました。結果としては、業務量の拡大などが要因で、この目標は達成できませんでした（17 年度温室効果ガス排出量 = 11 年度比 +0.62%）が、18 年度には区の施設の省エネルギー対策などを盛り込んだ新たな実行計画（=練馬区役所地球温暖化対策プラン）を策定し、22 年度までに、さらに対策を進めることとしています。 [詳細は 137 ページ参照]

区の施設における省エネルギー対策など

具体的対策として、区の施設や学校に、太陽光発電設備のモデル導入などを進めています。（例：春日町リサイクルセンター(10kWh)、光和小学校(20kWh)など）

また、区の施設の改修・改築等を計画的に進める必要があることから、区立施設の改修改築計画との整合も図りながら省エネルギー対策工事等を進めることとし、18 年度は、区立施設の改修等における省エネ手法について、具体的に調査研究を行いました。その結果、今後、ESCO 事業のモデル導入、省エネルギーガイドラインの作成などを進めることとしました。

このほか、区役所練馬庁舎については 17 年度に、日大光が丘病院については 18 年度に、東京都環境確保条例に基づく「地球温暖化対策計画書」を作成しました。両計画とも東京都から「AA」の評価を受けており、両施設では、この計画に基づいて効果的な省エネルギー対策を進めていく予定です。

特別区長会の共同宣言と共同事業

京都議定書の発効を受け、東京 23 区の区長でつくる「特別区長会」では、平成 17 年 2 月 24 日、二酸化炭素などの排出抑制、循環型社会の形成、みどりのネットワークづくりなどについて、これまで以上に連携して取り組む決意を示す共同宣言を行いました。

17 年度には、この宣言を受けた 23 区共同の取り組みとして、講演会の開催等を行いました。18 年度には、さらに、23 区共通で温室効果ガス排出量の推計を行うことができる手法の開発などに取り組み、23 区の温室効果ガス排出量について、最新の知見に基づいて推計する手法を整備しました。

練馬区地域省エネルギービジョンの策定

区では、練馬区における温室効果ガス、とりわけその大部分を占める二酸化炭素の削減を計画的、体系的に進めるため、平成 17 年度に「練馬区地域省エネルギービジョン」を策定しました。

策定は、公募区民 5 名、事業者団体推薦 3 名、エネルギー事業者 2 名、教育関係者 2 名および学識経験者、省エネルギーセンター職員、東京都職員、区職員各 1 名からなる「練馬区地域省エネルギービジョン検討委員会」と、関係区職員からなる「庁内省エネルギー推進会議」が中心となって行いました。

まず、調査の結果、練馬区内の活動に伴うエネルギー起源の二酸化炭素排出量が大幅に増大していること、民生家庭部門の排出量が二酸化炭素排出量の大きな部分を占めていることなどが判明し、この結果を受け、削減目標の設定、区の施策に関する基本方針、施策等について将来ビジョンを示しています。

[詳細は 51 ページ参照]

ヒートアイランド現象

地球環境問題ではありませんが、東京などの大都市に特徴的な環境問題として「ヒートアイランド現象」が挙げられます。

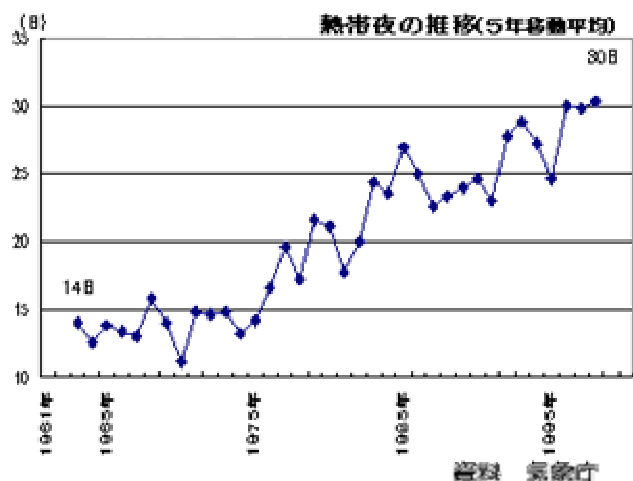
大都市では、住宅や事務所、商店などが密集し、エアコン、自動車などが数多く使われています。これらの機器から発生する人工的な排熱が狭い範囲に、大量に空气中に放出されます。また、大都市では、温度上昇を和らげる働きをする緑や水辺などの自然空間は大幅に減少する一方で、アスファルト、コンクリートなどの人工被覆面が多くなっています。こうした原因が重なって、都市部の気温が上昇する現象を『ヒートアイランド現象』といいます。

地球温暖化により、過去 100 年間に地球全体の平均気温が約 0.6 上昇したといわれています。ところが、同じ 100 年間に、東京の年平均気温は約 3 も上昇したことが観測されています。もちろんこの 2 つの気温差は、その現象の起こる範囲も違いますし、影響も違いますが、東京地域の気温上昇が極めて大きいことが理解されると思います。また、大都市部では、高温の出現頻度が大幅に増えています。

ヒートアイランド現象によって、熱中症の発生など、直接的な健康被害のほか、気

年間の 30 超時間数の推移(推計)

	1980年	2000年
仙台	31時間	90時間
東京	168時間	357時間
名古屋	227時間	434時間



温上昇によって冷房の使用がさらに増え、これがさらなる排熱の増加となってヒートアイランド現象を激化させるとともに、冷房による電力等のエネルギー使用量の増加が二酸化炭素の排出増加を招き、地球温暖化を加速することが心配されます(“負のスパイラル”と言われています)。

また、最近では、ヒートアイランド現象は、都市部の局地的な気候変動につながるという研究が発表され、大きな注目を集めています。これは、練馬区やその周辺で発生する集中豪雨の中には、ヒートアイランド現象による高温の空気が、ある一定の気象条件のもとで激しい上昇気流を発生させることによって起こるものがあるというものです。

ヒートアイランド現象の対策としては、建築物の省エネルギー化などによる人工排熱の抑制や、屋上緑化を含む自然空間の拡大が挙げられます。このほか、道路等の保水性舗装、さらには、都市計画の面から市街地における“風の道”の確保についても研究されています。しかし、ヒートアイランド現象の実態やメカニズム、集中豪雨との関係や有効な対策方法についても、まだ十分に研究が進んではおらず、国、東京都、研究機関などで検討が進められているところです。

練馬区においても、今まで、区立施設の屋上緑化、学校における壁面緑化などの対策に取り組んできましたが、今後は、さらに、体系的な考え方のもとに、東京都などと連携して取り組みを進めていく必要があると考えています。

(7) 練馬区地域省エネルギービジョン

平成 17 年度に策定した『練馬区地域省エネルギービジョン』は、省エネルギーの推進により地球温暖化対策を進める区の方針を示したものです。その概要はつぎのとおりです。

練馬区のエネルギー消費・二酸化炭素排出特性と課題

練馬区の地域特性、エネルギー消費と二酸化炭素排出の特性、区民・事業者のエネルギーや地球温暖化に対する意識意向などを調査し、その結果から、練馬区における省エネルギー・二酸化炭素削減の上での課題を明確にしました。

練馬区における省エネルギーの上での課題は、次のように整理されます。

- ・ 民生家庭部門の省エネルギーが最大の課題
- ・ 民生業務部門（オフィス）、運輸部門（貨物）、産業部門の省エネルギー推進の工夫が必要
- ・ 区の省エネルギー率先実行と推進体制の確立が必要

二酸化炭素排出量は、「練馬区のエネルギー消費量および二酸化炭素排出量」(46 ページ) 参照

練馬区の省エネルギー施策の基本理念と基本方針

練馬区の地域特性、省エネルギーの課題と、関係計画(新長期計画、環境基本計画、IS014001 環境方針)における方針・方向をもとにして、つぎのような省エネルギー施策に係わる基本理念、基本方針を立てました。

基本理念

わ 練馬から広げよう 省エネの“環”

区民・事業者・区は、自らの意識や行動を変革することで、暮らしや事業活動のあらゆる場面で省エネルギーに努め、足元から地球環境保全に貢献します。

基本方針

“もったいない”を合言葉に省エネを進めよう！

区民・事業者・区は、自らの意識や行動を変革することで、暮らしや事業活動のあらゆる場面で省エネルギーに努め、足元から地球環境保全に貢献します。

わたしたちのまわりを省エネスペースに変えよう！

家庭・事業所・公共空間など、都市のあらゆる場所を省エネルギー型に変え、練馬区を地球環境保全型都市にします。

みんなで省エネを進めるしくみを築こう！

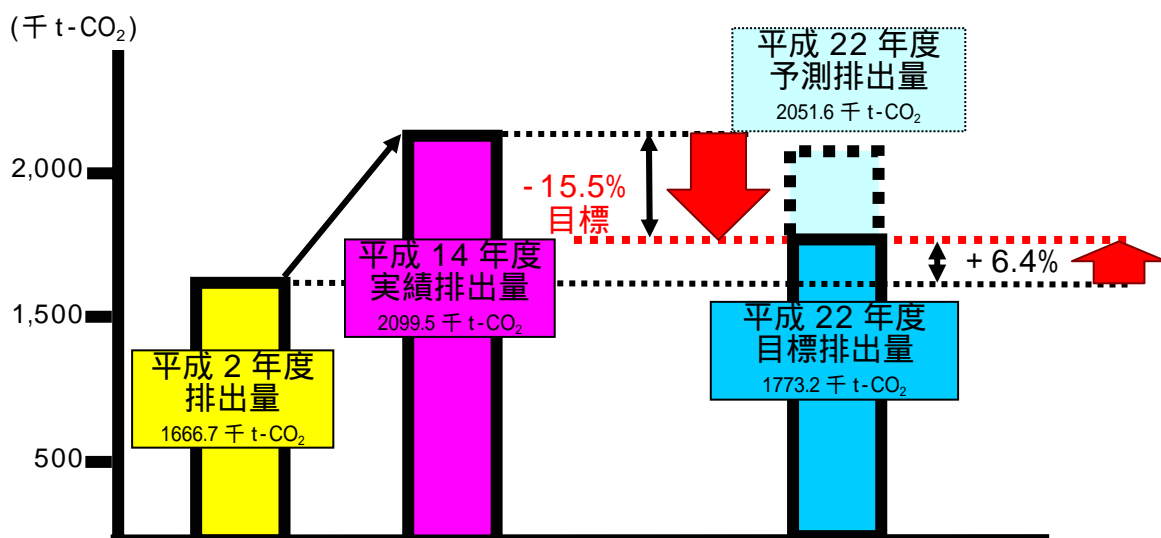
地域住民の連携、学校と家庭の連携、消費者と企業の連携、企業と行政の連携など、さまざまな主体の協働により、省エネルギーを進めるしくみをつくり、環境配慮の効果を高めていきます。

練馬区の省エネルギー（二酸化炭素排出量削減）の目標

国の「京都議定書目標達成計画」のエネルギー起源二酸化炭素の部門別削減目標を踏まえ、練馬区における二酸化炭素排出量の部門別特性を考慮して、練馬区における二酸化炭素排出量削減目標をつぎのように設定しました。

目標

国・東京都等と連携分担しながら、区民・事業者とともに省エネルギーを推進し、練馬区における平成 22 年度のエネルギー消費による二酸化炭素排出量を、平成 14 年度より 15.5%削減することを目指します（平成 2 年度より 6.4%増加にまで抑制）



練馬区の省エネルギー施策

区の主な省エネルギー施策はつぎのとおりです。

基本方針 1 “もったいない”を合言葉に省エネを進めよう！

- ・家庭・事業所における省エネルギー行動の普及
- ・家庭・事業所における省エネルギー推進運動の展開
- ・新エネルギーの普及
- ・食の省エネルギーの推進

基本方針 2 わたしたちのまわりを省エネスペースに変えよう！

- ・省エネルギー型電化製品の利用促進
- ・民間建築物における省エネルギー診断・改修の促進
- ・家庭における新エネルギー設備導入の促進
- ・高効率給湯器等高効率エネルギー機器の普及・家庭・事業所におけるクリーンエネルギー自動車の導入
- ・民間施設における緑化・屋上緑化の促進

基本方針 3 みんなで省エネを進めるしくみを築こう！

- ・ホームページ・省エネルギービジョンパンフレット等を通じた情報提供
- ・環境イベントにおける省エネ情報提供
- ・家庭等における省エネ推進のための新たな普及啓発
- ・人材紹介・ネットワークづくり
- ・区民・事業者などによる出前講座等の活用
- ・省エネルギー等環境教育・学習プログラムの開発
- ・環境保全に関する表彰制度
- ・省エネルギー推進体制の整備
- ・環境保全推進の基本理念の確立

< 区の率先行動 >

- ・区の事務事業における省エネルギー行動の実践

- ・新エネルギー拡大への貢献
- ・食の省エネルギーの実践
- ・区立施設における省エネルギー機器の計画的導入
- ・区立施設における省エネルギー診断・改修
- ・区立施設における新エネルギー設備の導入等
- ・公用車におけるクリーンエネルギー自動車の導入
- ・区立施設における緑化・屋上緑化

省エネルギー施策の推進方法

ISO14001 環境マネジメントシステムによる進行管理等を行います。

3 足元からの行動を広げるために

私たちをとりまく環境を守りより良いものにして、次世代に引き継いでいくためには、私たち自身が環境への負荷を軽減する行動を実践することが求められます。

もちろん、環境問題の解決に向けた正解はひとつではありません。それぞれのライフスタイルやビジネススタイルにあわせて、自分に可能な環境配慮行動を実行することが必要です。そして、こうした行動を多くの人が少しずつ積み重ねることによって、地域の環境はもとより、広大な地球の環境の保全にも貢献することが可能となります。まさに Think Globally, Act Locally です。

このような、個々の身近な行動とその積み重ねを「足元からの行動」と呼ぶことができます。

練馬区は、練馬区環境基本条例に則って施策の立案・実施に努めるとともに、練馬環境基本計画 2001 - 2010 (改定計画) を着実に推進することによって、環境保全施策を積極的に進め、区としての役割を着実に果たしていきます。また、練馬区民環境行動方針に提案されたプロジェクトの実現化の支援や環境教育啓発活動その他、さまざまな活動を通じて区民・事業者の方々がよりよい環境配慮行動を実行できるように、環境情報や活動の場を提供し、足元からの行動の広がりを図っていきます。